



# 国民健康保険税が変わりました

国民健康保険は、加入者のみなさんが病気やけがなどの時に、安心して医療が受けられるための医療保険制度です。その財源は、加入者みなさんの納める国民健康保険税で支えられています。

しかし、上三川町の国民健康保険事業特別会計は大変な財政難に直面しており平成20年度では約1億2,400万円の赤字となりました。

そこで、健全な財政運営を行うため、次のとおり改正を行いました。

## ◆税率が変わりました

### 税率表

			医療給付分	後期高齢者 支援金等分	介護給付分
所得割	加入者ごと(一人の※所得-33万円)の所得を合計 ※22年度は21年中の所得に対して	×	7.3% →7.8%	1.0% →1.8%	1.2% →1.5%
資産割	今年度の固定資産税額 (土地・家屋分)	×	28.0%	5.0%	5.9%
均等割	加入者の人数	×	23,000円 →28,000円	5,500円 →6,500円	6,400円 →7,500円
平等割	1世帯につき定額		23,000円 →28,000円	5,000円 →6,000円	5,400円 →6,500円

※上段は平成21年度の税率です。 ※資産割については改正はありません。

### ◆限度額が変わりました

#### 医療給付分

旧 470,000円  
新 500,000円

#### 後期高齢者支援金等分

旧 120,000円  
新 130,000円

#### 介護給付分

旧 90,000円  
新 100,000円

### ◆軽減が変わりました

所得の合計額が一定額以下の世帯の均等割、平等割について減額される割合が変わりました。

旧 6割、4割軽減

新 7割、5割、2割軽減



### ◆非自発的失業者の軽減について

平成22年度より、雇用保険の特定受給者(倒産・解雇等の事業主都合による離職)及び特定理由離職者(雇用期間満了などによる離職)について、前年所得を30/100とみなして税額算定します。次のすべてに当てはまる方が該当します。

○平成21年3月31日以後の離職により、雇用保険受給資格者証を持っている

○国民健康保険に加入するとき、雇用保険受給資格者証の

離職コード(第1面に記載)が次のいずれかに該当する場合

(特定受給資格者) 11, 12, 21, 22, 31, 32

(特定理由離職者) 23, 33, 34

雇用保険受給資格者証は、離職者がハローワークで手続きを行った後、発行されます。発行の手続き等については、ハローワークにお問い合わせください。

※特例受給資格者(季節的に雇用される、または短期の雇用を常態とする方など)及び高齢受給資格者(65歳到達後に離職した方は、軽減対象ではありません)。

※軽減の対象となる期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までです。

### 申請について

軽減を受けるには、申請が必要になります。

・必要なもの…雇用保険受給資格者証印かん

・申請場所…税務課 住民税係

### ▼問い合わせ先

税務課 住民税係 ☎9122

# 国民年金

## 「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除 (扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額免除	1/2
1/4納付 78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,780円	5/8
半額納付 118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,550円	3/4
3/4納付 158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	11,330円	7/8

意ください。

▼受付日 7月1日(木)～

▼免除承認期間 平成22年7月～平成23年6月分

▼必要なもの

- ・印かん
- ・代理申請の場合は運転免許証など
- ・離職による免除を希望の場合は離職票
- ・又は雇用保険受給資格者証

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が必要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますのでご注意ください。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係

☎(56) 9134

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4222



国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります  
70歳から74歳の方で、国民健康保険に加入している方  
の高齢受給者証が新しくなります。

新しい高齢受給者証は、7月末に郵送しますので、古い受給者証は不正に使用されないためにも、各自で破棄していただくか、保険課窓口まで届けてください。

なお、高齢者医療制度の見直しに伴い、負担割合の引き上げが凍結されましたので、平成22年8月1日から平成23年3月31日までの期間は、自己負担額が1割に据え置かれます。(現役並み所得のある方で、3割負担の方は除きます)

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係 ☎(56) 9134

### 国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証

入院の窓口負担額が月単位で一定の限度額にとどめられる限度額適用認定証と、入院時の食事代や生活療養費が減額される標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯のみ)は、平成22年7月31日で有効期限が切れます。必要な方は、平成22年8月2日以降に申請をしてください。

▼適用日 申請のあった月の初日より適用されます

▼要件 保険税の滞納がないこと

▼申請に必要なもの 被保険者証、印かん

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係 ☎(56) 9134